

○川崎市こども文化センター条例

昭和 35 年 12 月 24 日条例第 33 号
改正

昭和 37 年 3 月 31 日条例第 7 号
昭和 40 年 3 月 30 日条例第 12 号
昭和 40 年 6 月 10 日条例第 22 号
昭和 41 年 3 月 31 日条例第 10 号
昭和 43 年 3 月 30 日条例第 14 号
昭和 46 年 3 月 23 日条例第 12 号
昭和 46 年 12 月 24 日条例第 61 号
昭和 47 年 12 月 27 日条例第 56 号
昭和 48 年 3 月 31 日条例第 17 号
昭和 49 年 3 月 30 日条例第 21 号
昭和 49 年 10 月 8 日条例第 60 号
昭和 50 年 3 月 18 日条例第 12 号
昭和 50 年 10 月 15 日条例第 43 号
昭和 51 年 3 月 31 日条例第 17 号
昭和 51 年 12 月 27 日条例第 70 号
昭和 52 年 3 月 31 日条例第 11 号
昭和 52 年 12 月 22 日条例第 47 号
昭和 53 年 3 月 30 日条例第 10 号
昭和 55 年 3 月 31 日条例第 9 号
昭和 55 年 5 月 30 日条例第 26 号
昭和 56 年 3 月 31 日条例第 16 号
昭和 56 年 7 月 4 日条例第 33 号
昭和 57 年 4 月 1 日条例第 32 号
昭和 57 年 10 月 2 日条例第 48 号
昭和 58 年 3 月 18 日条例第 7 号
昭和 59 年 3 月 30 日条例第 10 号
昭和 59 年 6 月 25 日条例第 28 号
昭和 59 年 12 月 21 日条例第 48 号
昭和 60 年 3 月 30 日条例第 9 号
昭和 60 年 6 月 29 日条例第 32 号
昭和 60 年 12 月 24 日条例第 41 号
昭和 61 年 3 月 31 日条例第 10 号

昭和 62 年 3 月 26 日条例第 10 号
昭和 63 年 3 月 29 日条例第 14 号
平成元年 3 月 31 日条例第 8 号
平成元年 10 月 5 日条例第 29 号
平成 2 年 3 月 30 日条例第 9 号
平成 3 年 3 月 25 日条例第 6 号
平成 3 年 11 月 13 日条例第 26 号
平成 5 年 2 月 15 日条例第 1 号
平成 5 年 3 月 26 日条例第 15 号
平成 8 年 1 月 24 日条例第 1 号
平成 8 年 6 月 28 日条例第 20 号
平成 8 年 11 月 15 日条例第 31 号
平成 9 年 11 月 21 日条例第 47 号
平成 11 年 10 月 8 日条例第 44 号
平成 13 年 11 月 5 日条例第 26 号
平成 14 年 12 月 27 日条例第 44 号
平成 16 年 10 月 1 日条例第 32 号
平成 17 年 7 月 1 日条例第 36 号
平成 21 年 10 月 22 日条例第 41 号
平成 23 年 10 月 27 日条例第 30 号
平成 25 年 12 月 24 日条例第 54 号
平成 26 年 10 月 15 日条例第 39 号
平成 28 年 3 月 24 日条例第 20 号

川崎市こども文化センター条例

(目的及び設置)

第 1 条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため、川崎市こども文化センター（以下「こども文化センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 こども文化センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 こども文化センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童の遊びの指導に関すること。
- (2) 施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。
- (3) 児童の健全な育成を行う地域組織の育成及び活動の支援に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者)

第4条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこども文化センターの管理を行わせる。

- (1) こども文化センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、こども文化センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったこども文化センターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、こども文化センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他のこども文化センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第7条 こども文化センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時30分から午後9時まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時30分から午後6時まで
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用できるもの)

第8条 こども文化センターを利用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条に規定する児童をいう。)及び児童福祉関係者
- (2) 児童福祉に関する事業を行うため指定管理者が必要と認め、その利用を許可したもの
- (3) その他指定管理者が適当と認め、その利用を許可したもの

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、こども文化センターを利用するものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を拒み、許可を取り消し、又はその利用の停止を命ずることがある。

- (1) 管理上支障があると認められるとき。
- (2) その他指定管理者が必要と認めるとき。

(使用料)

第10条 こども文化センターの使用料は、無料とする。

(損害の賠償)

第11条 施設等を損傷し、又は滅失させたものは、市長の指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年3月31日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年3月30日条例第12号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(昭和40年5月20日規則第38号で昭和40年5月22日から施行)

附 則(昭和40年6月10日条例第22号)

この条例は、昭和40年7月1日から施行する。

附 則(昭和41年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和 43 年 3 月 30 日条例第 14 号）

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 3 月 23 日条例第 12 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 46 年 7 月 29 日規則第 45 号で昭和 46 年 8 月 1 日から施行）

附 則（昭和 46 年 12 月 24 日条例第 61 号）

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 12 月 27 日条例第 56 号）

この条例は、川崎都市計画事業復興土地区画整理事業第 5 工区の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則（昭和 48 年 3 月 31 日条例第 17 号抄）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 48 年規則第 42 号で昭和 48 年 5 月 1 日から施行）

附 則（昭和 49 年 3 月 30 日条例第 21 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（川崎市日進町こども文化センターについては、昭和 49 年 5 月 31 日規則第 65 号で昭和 49 年 6 月 1 日から、川崎市大師こども文化センターについては、昭和 49 年 7 月 25 日規則第 83 号で昭和 49 年 8 月 1 日から施行）

附 則（昭和 49 年 10 月 8 日条例第 60 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 49 年 11 月 30 日規則第 128 号で昭和 49 年 12 月 1 日から施行）

附 則（昭和 50 年 3 月 18 日条例第 12 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 50 年 5 月 17 日規則第 44 号で昭和 50 年 5 月 20 日から施行）

附 則（昭和 50 年 10 月 15 日条例第 43 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 50 年 12 月 11 日規則第 89 号で昭和 50 年 12 月 20 日から施行）

附 則（昭和 51 年 3 月 31 日条例第 17 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 51 年 5 月 18 日規則第 49 号で昭和 51 年 5 月 20 日から施行）

附 則（昭和 51 年 12 月 27 日条例第 70 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、川崎市錦ヶ丘こども文化センターに係る改正部分は、南生田土地区画整理事業地区の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

（昭和 51 年 12 月 27 日規則第 119 号で昭和 52 年 1 月 1 日から施行）

附 則（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 11 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 52 年 4 月 28 日規則第 44 号で、川崎市平こども文化センターに係る改正部分は昭和 52 年 5 月 1 日から施行）（昭和 52 年 5 月 23 日規則第 50 号で、川崎市小杉こども文化センターに係る改正部分は昭和 52 年 6 月 1 日から施行）

附 則（昭和 52 年 12 月 22 日条例第 47 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 53 年 3 月 24 日規則第 12 号で昭和 53 年 4 月 1 日から施行）

附 則（昭和 53 年 3 月 30 日条例第 10 号）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 53 年 4 月 27 日規則第 32 号で昭和 53 年 5 月 1 日から施行）

（経過措置）

2 川崎市有馬こども文化センターを加える改正部分の施行の日から有馬第二土地区画整理事業地区の換地処分の公告の日までの間は、改正後の条例第 2 条第 2 号の表川崎市有馬こども文化センターの項位置の欄中「川崎市高津区有馬 4 丁目 5 番 2 号」とあるのは、「川崎市高津区有馬 2,040 番地 1」とする。

附 則（昭和 55 年 3 月 31 日条例第 9 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 55 年 3 月 31 日規則第 22 号で、川崎市住吉青少年会館、川崎市菅こども文化センター、川崎市新城こども文化センター及び川崎市住吉こども文化センターに係る部分は昭和 55 年 4 月 1 日から施行）（昭和 55 年 4 月 30 日規則第 33 号で、川崎市幸こども文化センター及び川崎市田島こども文化センターに係る部分は昭和 55 年 5 月 1 日から施行）

附 則（昭和 55 年 5 月 30 日条例第 26 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 55 年 10 月 27 日規則第 72 号で昭和 55 年 11 月 4 日から施行）

附 則（昭和 56 年 3 月 31 日条例第 16 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 56 年 3 月 31 日規則第 29 号で川崎市南加瀬こども文化センター及び王禅寺こども文化センターに係る部分は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行）（昭和 56 年 5 月 28 日規則第 51 号で川崎市野川こども文化センターに係る部分は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行）

附 則（昭和 56 年 7 月 4 日条例第 33 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 56 年 7 月 13 日規則第 64 号で昭和 56 年 7 月 15 日から施行）

附 則（昭和 57 年 4 月 1 日条例第 32 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中川崎市宮前平こども文化センター及び川崎市長尾こども文化センターに係る改正規定並びに第 2 条の規定は、市長の定める日から施行する。（昭和 57 年 4 月 1 日規則第 43 号で第 1 条中川崎市宮前平こども文化センター及び川崎市長尾こども文化センターに係る改正規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行）
（昭和 57 年 5 月 1 日規則第 56 号で第 2 条の規定は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行）

（経過措置）

2 この条例施行の日から市長が定める日までの間は、第 1 条の規定による改正後の条例別表川崎市高津こども文化センターの項位置の欄中「川崎市高津区溝口 68 番地 1」とあるのは、「川崎市高津区溝口 1,205 番地」とする。（市長が定める日＝昭和 57 年 5 月 1 日規則第 57 号で昭和 57 年 6 月 1 日）

附 則（昭和 57 年 10 月 2 日条例第 48 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 18 日条例第 7 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 58 年 3 月 31 日規則第 23 号で昭和 58 年 4 月 1 日から施行）

附 則（昭和 59 年 3 月 30 日条例第 10 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、川崎市田島第 2 こども文化センターに係る改正規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。（昭和 59 年 3 月 31 日規則第 23 号で昭和 59 年 4 月 1 日から施行）

附 則（昭和 59 年 6 月 25 日条例第 28 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 60 年 2 月 8 日規則第 5 号で昭和 60 年 2 月 12 日から施行）

附 則（昭和 59 年 12 月 21 日条例第 48 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 60 年 3 月 25 日規則第 14 号で昭和 60 年 3 月 27 日から施行）

附 則（昭和 60 年 3 月 30 日条例第 9 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 60 年 3 月 30 日規則第 35 号で昭和 60 年 4 月 1 日から施行）

附 則（昭和 60 年 6 月 29 日条例第 32 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 60 年 11 月 5 日規則第 87 号で昭和 60 年 11 月 5 日から施行）

附 則（昭和 60 年 12 月 24 日条例第 41 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 60 年 12 月 27 日規則第 102 号で昭和 61 年 1 月 1 日から施行）

附 則（昭和 61 年 3 月 31 日条例第 10 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 61 年 3 月 31 日規則第 29 号で昭和 61 年 4 月 1 日から施行）

附 則（昭和 62 年 3 月 26 日条例第 10 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 62 年 3 月 26 日規則第 8 号で昭和 62 年 4 月 1 日から施行）

附 則（昭和 63 年 3 月 29 日条例第 14 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 63 年 3 月 31 日規則第 39 号で昭和 63 年 4 月 1 日から施行）

附 則（平成元年 3 月 31 日条例第 8 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成元年 3 月 31 日規則第 30 号で小田こども文化センター、北加瀬こども文化センター及び宮内こども文化センターに係る改正部分は、平成元年 4 月 1 日から施行）（平成元年 9 月 8 日規則第 52 号で川崎市菅生こども文化センターに係る改正部分は、平成元年 9 月 25 日から施行）

附 則（平成元年 10 月 5 日条例第 29 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成 2 年 2 月 23 日規則第 5 号で平成 2 年 2 月 26 日から施行）

附 則（平成 2 年 3 月 30 日条例第 9 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成 2 年 5 月 21 日規則第 49 号で平成 2 年 6 月 1 日から施行）

附 則（平成 3 年 3 月 25 日条例第 6 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成 3 年 3 月 25 日規則第 17 号で平成 3 年 4 月 1 日から施行）

附 則（平成 3 年 11 月 13 日条例第 26 号）

この条例は、平成 3 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（平成 5 年 2 月 15 日条例第 1 号）

この条例は、平成 5 年 2 月 22 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 26 日条例第 15 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成 5 年 3 月 26 日規則第 35 号で平成 5 年 4 月 1 日から施行）

附 則（平成 8 年 1 月 24 日条例第 1 号）

この条例は、平成 8 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 28 日条例第 20 号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成 8 年 9 月 30 日規則第 69 号で平成 8 年 10 月 1 日から施行）

附 則（平成 8 年 11 月 15 日条例第 31 号）

この条例は、平成 8 年 11 月 18 日から施行する。

附 則（平成 9 年 11 月 21 日条例第 47 号）

この条例は、平成 9 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（平成 11 年 10 月 8 日条例第 44 号）

この条例は、平成 11 年 10 月 12 日から施行する。

附 則（平成 13 年 11 月 5 日条例第 26 号）

この条例は、平成 13 年 11 月 26 日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 27 日条例第 44 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（川崎市青少年センター条例の廃止）

2 川崎市青少年センター条例（昭和 39 年川崎市条例第 25 号）は、廃止する。

附 則（平成 16 年 10 月 1 日条例第 32 号）

この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 1 日条例第 36 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の次に 5 条を加える改正規定（第 4 条第 2 項及び第 3 項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った使用許可は、この条例の施行の日以後においては、改正後の条例第 4 条第 1 項に規定する指定管理者の行った利用許可とみなす。

附 則（平成 21 年 10 月 22 日条例第 41 号）

この条例は、平成 21 年 11 月 2 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 27 日条例第 30 号）

この条例は、平成 23 年 11 月 21 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 24 日条例第 54 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 26 年 1 月 31 日規則第 5 号で平成 26 年 4 月 1 日から施行）

附 則（平成 26 年 10 月 15 日条例第 39 号）

この条例は、平成 26 年 10 月 20 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 24 日条例第 20 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
川崎市大師こども文化センター	川崎市川崎区大師公園1番4号
川崎市藤崎こども文化センター	川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号
川崎市日進町こども文化センター	川崎市川崎区堤根34番地15
川崎市田島こども文化センター	川崎市川崎区田島町20番23号
川崎市殿町こども文化センター	川崎市川崎区殿町1丁目18番13号
川崎市渡田こども文化センター	川崎市川崎区渡田1丁目15番5号
川崎市浅田こども文化センター	川崎市川崎区浅田3丁目7番10号
川崎市桜本こども文化センター	川崎市川崎区桜本1丁目5番6号
川崎市小田こども文化センター	川崎市川崎区小田2丁目16番9号
川崎市旭町こども文化センター	川崎市川崎区旭町2丁目1番5号
川崎市南河原こども文化センター	川崎市幸区都町74番地2
川崎市小倉こども文化センター	川崎市幸区小倉5丁目17番59号
川崎市幸こども文化センター	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5
川崎市南加瀬こども文化センター	川崎市幸区南加瀬2丁目19番3号
川崎市下平間こども文化センター	川崎市幸区下平間70番地1
川崎市北加瀬こども文化センター	川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号
川崎市玉川こども文化センター	川崎市中原区市ノ坪464番地2
川崎市住吉こども文化センター	川崎市中原区木月祇園町17番6号
川崎市新城こども文化センター	川崎市中原区下新城1丁目2番4号
川崎市平間こども文化センター	川崎市中原区上平間1,323番地
川崎市大戸こども文化センター	川崎市中原区上小田中2丁目24番1号
川崎市新丸子こども文化センター	川崎市中原区新丸子691番地7
川崎市西加瀬こども文化センター	川崎市中原区西加瀬10番5号
川崎市井田こども文化センター	川崎市中原区井田杉山町16番38号
川崎市宮内こども文化センター	川崎市中原区宮内3丁目4番3号
川崎市上作廷こども文化センター	川崎市高津区上作廷1,142番地4
川崎市末長こども文化センター	川崎市高津区末長3丁目25番8号
川崎市高津こども文化センター	川崎市高津区溝口3丁目10番8号
川崎市子母口こども文化センター	川崎市高津区子母口983番地
川崎市二子こども文化センター	川崎市高津区二子5丁目14番61号
川崎市梶ヶ谷こども文化センター	川崎市高津区梶ヶ谷6丁目1番地10
川崎市東高津こども文化センター	川崎市高津区下野毛1丁目3番2号
川崎市宮崎こども文化センター	川崎市宮前区宮崎1丁目7番地

川崎市平こども文化センター	川崎市宮前区平2丁目13番1号
川崎市菅生こども文化センター	川崎市宮前区菅生ヶ丘13番2号
川崎市有馬こども文化センター	川崎市宮前区有馬4丁目5番2号
川崎市野川こども文化センター	川崎市宮前区野川3,182番地1
川崎市宮前平こども文化センター	川崎市宮前区宮崎6丁目2番地
川崎市白幡台こども文化センター	川崎市宮前区白幡台1丁目13番地1
川崎市蔵敷こども文化センター	川崎市宮前区菅生5丁目3番21号
川崎市錦ヶ丘こども文化センター	川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号
川崎市菅こども文化センター	川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号
川崎市枳形こども文化センター	川崎市多摩区枳形6丁目3番1号
川崎市長尾こども文化センター	川崎市多摩区長尾1丁目12番7号
川崎市中野島こども文化センター	川崎市多摩区中野島4丁目22番7号
川崎市三田こども文化センター	川崎市多摩区三田3丁目7番地4
川崎市南菅こども文化センター	川崎市多摩区菅馬場3丁目26番1号
川崎市王禅寺こども文化センター	川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号
川崎市百合丘こども文化センター	川崎市麻生区百合丘1丁目11番地2
川崎市片平こども文化センター	川崎市麻生区片平5丁目25番1号
川崎市東百合丘こども文化センター	川崎市麻生区東百合丘3丁目1番10号
川崎市白山こども文化センター	川崎市麻生区白山4丁目2番2号
川崎市千代ヶ丘こども文化センター	川崎市麻生区千代ヶ丘1丁目20番地60
川崎市虹ヶ丘こども文化センター	川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目22番1号
川崎市麻生こども文化センター	川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号
川崎市柿生こども文化センター	川崎市麻生区上麻生7丁目18番32号
川崎市岡上こども文化センター	川崎市麻生区岡上277番地